

令和8年5月開催松野町農業委員会定例総会会議録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和8年5月11日（月） 13時30分より
場 所 松野町役場2階 議場兼大会議室

2. 会議構成員（農業委員）現在総数 13名

出席：12名 欠席：1名

3. 農業委員出席者氏名 ※役職、議席番号は議事にて決定。

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	上家地	村田 和宏	出席
副会長	2	—	矢野 千津	出席
	3	豊岡後	森口 泰	出席
	4	目 黒	河野 和平	出席
	5	松 丸	山口 賢三	出席
	6	—	松比良八重子	出席
	7	—	山崎 匡	出席
	8	豊岡前	毛利 彰男	出席
	9	延野々	綱崎 幸紀	出席
	10	吉 野	太田 善英	欠席
	11	奥野川	西村 正人	出席
	12	富 岡	加賀田幸二	出席
	13	蕨 生	岡本 仁志	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、 豊岡後地区、豊岡前地区	小西荘二郎	出席
	竹岡 靖	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	出席
	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	滝本 音次	出席
	金谷 恒夫	欠席

農業委員会事務局

農業委員会事務局長 中井 和彦
農業委員会事務局次長 藤藪 享史
農業委員会事務局主査 宮本 愛果

4. 議長選出他

議長 村田 和宏
会議録署名委員 西村 正人
加賀田 幸二

会議書記 宮本 愛果

5. 閉会の日時

令和8年5月11日（月） 14 時 15分

6. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について
議案第3号 非農地証明の交付について
議案第4号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正に関する意見決定について

7. 会議の概要

村田会長

忙しい時にまた日のいい時に集まっていたいてありがとうございます
ございました。

田植えのほうもほとんど終わりました、これから梅の収穫とか桃の袋掛けの時期に入るかもわかりませんが、桃の関係なんかもけっこう忙しくなると思います。

それにつれていろいろと田んぼのほうも、少しずつこう青々とし始めて、畔草も刈らないけんとか、そういうのが多くなると思いますが、みなさん5月は特に温度が高いから体に気を付けて、農作業

をしていただいたらと思います。

今日はあまり案件もないですけど、いつものようなやり方でいき
たいと思います、よろしく願いいたします。

議事録の署名委員の指名なんですけど、11番の西村委員さん、12
番の加賀田委員さんで、議事録の署名をお願いいたします。

4番の報告事項に入りたいと思います、何かありましたら。

ないようでしたら、またその他でよろしく願いいたします。

さっそく議事のほうに入りたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題
として、目黒の委員さんお願いをいたします。

河野委員

資料4ページをお開き下さい、農地法第3条の規定による許可申
請についてご説明いたします。

受付番号3番、申請地目黒〇〇〇番地、地目は田、面積3,598㎡、
所有権移転の申請です。

図は5ページをご参照ください。

申請者譲受人松野町大字目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、〇歳、譲渡
人大洲市菅田町〇〇〇番地〇〇〇さん、〇歳、譲受人の営農状況等
の詳細ですが、作付予定作物は水稻、所有大農機具はなしです、農
作業に従事する者は本人200日です。

周辺地域との関係については、現状どおり使用することとし支障
なし、農薬の使用方法も適切に行うということです。

農地の利用状況、農地面積は田畑ともありません。

農地法第3条第2項の第1号から第6号までの各要件にはすべ
て該当しないことを確認しましたので、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしく願いします。

村田会長

3番目がありましたけど、続いて4番目のところも目黒ですので、一緒に説明をお願いいたします。

河野委員

続きまして資料6ページをお開きください、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

受付番号4番、申請地目黒〇〇〇番、〇〇〇番、地目は畑、田、面積は畑、595㎡、田88㎡です。

所有権移転の申請です、図は7ページをご参照ください。

申請者、譲受人松野町大字目黒〇〇〇番地、〇〇〇さん、〇歳、譲渡人松野町大字目黒〇〇〇番地、〇〇〇さん、〇歳です。

譲受人の営農状況等の詳細ですが、作付予定作物は米、野菜とのこと。

所有大農機具はトラクター1台、管理機1台でどちらもリースです。

農作業に従事する者は本人200日、妻150日です。

周辺地域との関係については、これまで同様に利用することとし、この先も有機農法を心掛け耕作していきますとのこと。

農地の利用状況、農地面積3,163㎡、内訳は田が2,926㎡、畑が237㎡です。

農地法第3条第2項第1号から第6号までの各要件にはすべて該当しないことを確認しましたので、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

村田会長

続きまして5番の吉野の案件ですが、事務局のほうで説明をお願いいたします。

宮本主査

資料 8 ページをお開きください、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

受付番号 5 番、申請地吉野〇〇〇番、〇〇〇番、地目はどちらも畑です、面積が404㎡、502㎡で所有権移転の申請です、図は 9 ページをご参照ください、

申請者です、譲受人松野町大字延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、〇歳、譲渡人松野町大字松丸〇〇〇番地〇〇〇さん、〇歳です。

譲受人の営農状況等の詳細ですが、作付予定作物は桃、キウイフルーツとなっております、所有大農機具はなしとのことです、農作業に従事する者は、本人200日です。

周辺地域との関係については、これまで同様に畑として利用するため、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従いますとのことです。

農地の利用状況、農地面積1,381㎡、うち田が0、畑が1,381㎡です、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号までの各要件には、全て該当しないことを確認しましたのでご報告いたします。

以上です、ご審議のほどよろしく願いいたします。

村田会長

説明が終わりましたが、3 番の案件ですが目黒、何か質問等ございませんでしょうか。

〇〇〇さんいうて若い人やけど目黒に〇〇〇さんいうておったんかな思て。

藤藪事務局次長

補足しましょうか、〇〇〇さんなんですけれども、昨年度ですね、目黒のほうに移住されて来た方でございます。

今は奥様とお子さんが生まれる予定ですね、それでまずは住居を構える必要があるということで、住居をあたられていたそうなんですけれども、今回〇〇〇さんのほうが所有されてる住居が空き家になっているというところで、それを譲り受けたということなんですが、〇〇〇さんもそれに付随する農地、これも併せてですね、処分をされたいというようなご希望もありますし、〇〇〇さんご自身もお仕事は別でされる予定ではあるみたいなんですけれども、農業も一緒にやりたいというご希望もあって、両者の思惑が一致したというところであって、今回この農地取得になったと伺っております。

村田会長

空き家バンクに出てたんやろか。

藤藪事務局次長

空き家バンクには、出てなかったんやないろかと思うんですけれども。

村田会長

そういうことなんですけど、ほか質問ありませんか。
ないようでしたら申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます、4番の案件ですが、これも目黒なんですけど、どうでしょうか質問等ございませんか。

ないようでしたら申請のとおりよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます、5番の案件ですが、質問等ございませんでしょうか。

ないようですけど、これハウスなんかがついとると思うんやけど、あれはどがいなんですか補助事業で買うたいうか。

藤簾事務局次長

基本的にはですね、ハウスそして中に植えられておりますキウイフルーツそれも含めてすべてを〇〇〇さんのほうに売却されるということでございます。

当初予定しておりました使用用途となんら変わることはない、ただ名義人が変わるということでございますので、ここについては特段問題はないという認識でございます。

矢野副会長

今、一生懸命花粉採っておられますね。

村田会長

〇〇〇さんは桃も作りよるし、いろいろ忙しい。

ほかなんか質問はありませんか。

無いようでしたら、申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます、続きまして議案第2号農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてですが、事務局のほうで説明をお願いします。

宮本主査

資料11ページをお開きください、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について説明させていただきます。

番号8番貸人宇和島市下波〇〇〇番地〇〇〇さん、借人延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が延野々〇〇〇番、〇〇〇番、地目は畑で、面積が合計で3,390㎡となっています、5年の賃貸借による契約となっております。

12ページをご覧ください、こちらは新規の案件です。

続いて番号9番貸人松山市岩崎町〇〇〇番地〇〇〇さん、借人大洲市野佐来〇〇〇番地農事組合法人〇〇〇、利用権を設定する土地が吉野〇〇〇番、地目は田で、面積が2,031㎡となっております、10年の賃貸借による契約となっております。

図は13ページをご覧ください、こちらも新規の案件となっております。

続いて番号10番貸人東京都西東京市南町〇〇〇番地〇〇〇さん、借人高知県四万十市西土佐江川崎〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が富岡〇〇〇番、〇〇〇番、地目はどちらも田で、面積が合計で4,194㎡となっています、5年の賃貸借による契約となっております。

図は14ページをご覧ください、継続の案件となっております。

以上3件です、ご審議のほどよろしく願いいたします。

村田会長

事務局からの説明がありましたけど、なんか質問等ありませんか。

なんかありませんでしょうか。

特に新規のなんかで、ないようですので、受付でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

続きまして議案第3号非農地証明の交付について、非農地の証明の交付について委員会で意見を決定するということですが、事務局のほうで説明をお願いします。

宮本主査

資料16ページになります、非農地証明の交付について、非農地判断の案件です。

申請者は大洲市菅田町〇〇〇番地〇〇〇さん、申請地は目黒、地番が〇〇〇番、登記地目が畑で登記面積が315㎡、現況は山林となっております、農振地ではない区域外というかたちになります、図は17ページでございます、当該土地の詳細ですが、申請地は平成に入り農地としての利用をしておらず、自然荒廃により現在の状況に至っております、県の非農地証明取扱い要領より、昭和27年10月21日以降、農地であった土地のうち人為的な転用の事実行為が行われてから、20年以上経過した土地で、農地への復旧が著しく困難であり、かつ、農地行政上特に支障がないと認められるものに該当すると思われる、非農地証明の対象の土地となっております。

説明は以上です、ご審議のほどよろしく願いいたします。

村田会長

これは非農地にしたいということらしいですが、ずっと荒らした土地なんですけど、どうでしょうか。

なんか質問、聞きたいことありましたら。

山崎委員

全体的に山林化してるということなんですよね。

宮本主査

そうですね、木が立っていて、申請時にも写真は出してもらった

ので。

村田会長

確かこの農地の上には砂防ダムしたような

宮本主査

その土地の上には太陽光が建ってます。

藤簀事務局次長

現況は山です、立派な木が。

こちらにも記載されているとおり、植林がおそらくされているであろうと思うんですけども、それが長年経過しているというような状況もございますので、なかなか今の現状から農地に復旧というのは現実的ではない判断によるものだというふうに考えております。

山崎委員

植林はしとる。

宮本主査

道がそんなに良くないので。

村田会長

長年耕作せんし、恐らく無理だと思うんですけど。

宮本主査

おそらく申請者の〇〇〇さん、農地をきれいにしたいという思いもあつての申請だと思うんですけど。

村田会長

申請のとおり非農地でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

非農地いうと、ここで決定して証明を発行するということ。

そしたら皆さん一致で非農地にいうことで、行きたいと思いません。

ありがとうございました。

続きまして議案第4号農業経営基盤強化促進法の強化の促進に関する基本的な構想の改正に関する意見決定について、ということなんですけど、事務局で説明をお願いいたします。

藤簀事務局次長

資料18ページ、19ページそして別冊でですね、基本構想の新旧対照表をお配りしておりますので、こちらも併せてご覧をいただきたいと思えます。

まず、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、基本構想というふうに我々読んでおりますけれど、こちらがですね今回改正がされましたので、それに伴うちょうど基本構想の改正となっております。

そもそも基本構想はなにかというところがございますが、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、都道府県が作成する基本方針に即して、市町村が地域の実情を踏まえて、独自に定めるものと定義されております。

この基本構想につきましては、その地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指数や、農業経営者に対する農用地の利用目標、または経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について、総合的に定められているものでございます。

こちらの根拠法令でございますが、市町村の基本構想につきましては農業経営基盤強化促進法第6条、都道府県の基本方針については同法の第5条に基づくものとなっております。

今回の改正の背景でございます、都道府県基本方針は、現在の社会経済情勢を踏まえ、おおむね5年ごとに、その後10年間の方針を定めるものというふうになっております。

市町村におきましては、都道府県の基本方針に即した市町村基本構想を作成する必要があることから、都道府県基本方針改正と同時期に市町村基本構想を改正するというものでございます。

この度、愛媛県の基本方針が令和8年1月末に改正されたことを受けまして、松野町の基本構想を5月末までに改正するものというふうになっております。

この基本構想ちょっと難しい言葉でつらつらと申し上げましたが、簡単に言いますと、認定農業者又は新規就農で様々な支援を受ける際ですね、基本的な目標・数値が設定されているものというふうにお考えになっていいんじゃないかというふうに思います、その中でも農業所得、こちらの基本数値がございます、それがクリア出来るようまずは農業経営をしていただく、またそれに即した経営規模をしていただくというふうな事になります。

それともう一つが労働時間でございます、年間の労働時間が指定されておりまして、それに見合った農作業を労働時間として、計上することになっているということでございます。

今回の改正の概要でございますが、三つございます、まず一つ目でございます、今ほど簡単に申し上げましたが、認定農業者の年間所得目標水準を380万円から390万円へ引き上げとなります。

これはですね、県のほうでもちょうど基本方針の中で定められている年間所得目標、これがちょうど十万円引き上げられたということになりまして、それに伴うこちら十万円の引き上げということになります。

続いて二つ目でございます、目標営農類型から畜産カッコ水稻プラス酪農を削除、この営農類型でございますが、町内で認定農業者の方で模範的な営農類型を示しているページがございます、これにつきましては13ページ、この中に営農類型と、目安となる経営規模が示されているところでございます、この中にですね畜産の分類の中で、水稻プラス酪農ということで、記載をずっとしておりましたが、現状酪農家のほうは町内では1件もございません、なくなってから十数年おそらく経っているのではないかと思います、今後酪農・畜産含めてなんですけれども、非常に経営も大型でないと、非常に厳しい状況も続いているということ、なかなか新規で酪農をやるというのは、ハードルが高い施設整備等も当然必要になって来るものでございますので、そういう意味で言いますとその類型を目指す方というのはなかなか実質的にはいらっしゃらない実情も踏まえて今回ですね、水稻プラス酪農という類型は削除させていただきたいというふうに思っております。

三番目でございます、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、利用権設定等促進事業に関する事項を削除としております。

ご承知のとおり中間管理事業に意向をするような改正がなされたところでありまして、それに伴う今回は削除というふうになっております、ちょうど資料が21ページからかなりありますが、33ページの頭までですね、これにつきましては削除というふうにさせていただきたいと思っております。

45ページから47ページにかけて、こちらもこれに伴うものになるかと思いますが、こちらも併せて削除ということになります。

ボリュームがありますので、なかなかこの場ですべてを把握というのが、かなり難しいとは思いますが、先ほど言いましたこ

の三点が今回の主な改正点でございます。

それに合わせて所々文言等の修正等も多少加えてはおるんですけれども、基本はその三つの改正点ということでご認識いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明のほうは終わりたいと思います、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

村田会長

説明がありましたが、なんか分からない点ありましたら。

矢野副会長

分からない点じゃないんだけど、変更は青年とか若者がと書いてあるんだけど、青年や若者だけじゃなくて全年齢にというために。

藤藪事務局次長

その当時はちょうどこれがですね、令和5年の11月に直近でいきますと策定されたものでございますが、その当時と当然ながら情勢も変わっているところでございます、当然ながらこれまでは青年若い方に向けてた政策というものも、徐々にどんどん広がっておりまして、新規就農であれば当然ながらシニアの方っていうことも当然入って来るかと思えますし、その点を踏まえた今回の基本構想ということになっているということでご認識いただければと思います。

村田会長

ほかないでしょうか。

13ページの畜産の削除、認定農業者で一人おるんですが、ああいうのはどうなる。

藤藪事務局次長

肉用牛の方いらっしゃいますね、県のほうに確認させていただいてよろしいですか、類型のほうではですね、メインがあってプラス

別の作目あり等に合わせて、そういったものの組み合わせで、おそらくこの類型は示されていると思っておりますが、今言われてた方は、肉用牛一本でされよる方だとおもうので、ちょっとそこについては、それを入れる方がいいのか、入れるまでもなくてもいいのかいうことをちょっと確認させてください。

もし必要だということであれば、よろしければこちらの方は事務局のほうで入れさせていただいて改正案ということでもた提示をさしていただきたいというふうに思います。

村田会長

ほかないです。

ないようでしたら、この改正なんですが、決定で、今の県のほうに問い合わせということなんやけど、あとのことは大体決定よろしいでしょうか、なんかあやふやな。

分かりにくいかもしれませんが、利用権設定の分は削られていうことなんですが。

この改正については決定ということで、したいと思います。

続きましてその他に入りたいと思います、その他でありましたら。

宮本主査

次回の委員会の件なんですけど、事務局側の都合で6月9日の火曜日にさせていただきますと思います。

時間は1時半から場所は同じここで、お願いします。

以上です。

村田会長

6月の9日火曜日1時半からです。

よろしく願いいたします、ほかないでしょうか。

ないようでしたら終わりたいと思います。

矢野副会長

どうも今日もお疲れ様でした。

午前中桃の摘花してたんだけど、去年は全然感じなかったんですが、カメムシにやられてるのがけっこう多くて、今年はどうなるか
んと思って、ちょっと気を付けないといけないなと思ってます。